

て活動を展開してきたところです。

昭和24年、組織法制が再編整備され、現行「中小企業等協同組合法」が施行されましたが、これにより、裾野の広い中小企業が、日本経済の復興と経済発展に向けての原動力として、自らの力を組織に結集する組織化を通じて、経営の近代化と合理化が推進される態勢並びに組合事業を活発に推進していく体制が整いました。

組合の設立指導、金融・経理・技術等の個別的・具体的な組合指導に当たる機関としての中央会の設立・法制化に対する要請の高まりを受け、昭和30年8月、「全国中小企業等協同組合中央会」及び「都道府県中小企業等協同組合中央会」の法制化等を内容とする「中小企業等協同組合法の一部を改正する法律」が公布、9月に施行され、中央会が法制化されました。

昭和32年には、新たに制定された「中小企業団体の組織に関する法律」によって、商工組合が、また、同時に改正された「中小企業等協同組合法」により、火災共済協同組合等が追加されたことから、これらが施行された昭和33年4月に「全国中小企業団体中央会」及び「都道府県中小企業団体中央会」に名称を変更して現在に至っています。

全国中央会の主な事業

1. 指導員等能力開発事業
 - ・指導員等講習会の開催
 - ・組合特定問題研究会の開催
 - ・組合管理者等講習会の開催
 - ・組織化中央研究会の開催
2. 組合等中小企業連携組織指導事業
 - ・個別専門指導事業
 - ・組合活性化指導コンサルタント事業
 - ・巡回指導
3. 中小企業活路開拓調査・実現化事業
 - ・連合会（全国組合等）研修事業
 - ・中小企業組合等活路開拓事業
 - ・組合等自主研修事業
 - ・組合等情報ネットワークシステム等開発事業
 - ・組合等Web構築支援事業
4. IT化推進事業
 - ・組合統合データベースシステムの構築・運営
 - ・中央会間情報ネットワーク運営事業
 - ・ネットワーク運営事業
 - ・全国団体役員等に対するパソコン研修
5. 組合等に関する調査及び研究事業
 - ・多角的連携指導強化事業
 - ・組合特定問題実態調査
 - ・中小企業景況調査
 - ・組合資料収集加工移転調査研究事業
6. 都道府県中央会及び組合等への指導事業
 - ・官公需資料の作成普及
 - ・中小企業組合検定試験・組合士の育成
7. 組合等の人材養成事業
 - ・組合青年部全国講習会
 - ・組合関係女性経営者等全国講習会
 - ・中小企業組合士全国交流会
 - ・海外研修事業
8. 小企業者組織化指導事業並びに官公需受注対策事業
9. 各種の助成事業
 - ・意匠・デザイン事業
 - ・皮革産業振興対策事業
10. 全国大会の開催
 - ・中小企業団体全国大会の開催
 - ・優良組合・功労者等の表彰
11. 中小企業全般に関する調査研究情報事業
 - ・中小企業基本問題の調査研究
 - ・組織、労働、経営、金融、税制、商業に関する調査研究
 - ・中小企業月次景況調査
 - ・「中小企業組合白書」「中小企業と組合」「全中情報」の編集
12. 建議・陳情・請願
 - ・中小企業対策に関する建議・陳情・請願
 - ・国会・政府機関・政党その他関係機関との連絡